

東京都市計画防災街区整備地区計画（大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画）原案の決定（大田区決定）について 【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>本地区計画は、木造密集地域の防災性向上、防災活動拠点の整備やこれに至る避難路の安全性を強化する等の総合的な防災関連事業の展開を図り、災害に強く、安心して住み続けられる良好な街並みの快適な市街地の形成を図ることを目標としている。</p> <p>平成8年度に策定された「東京都防災都市づくり推進計画」において重点整備地域に指定され、これを受けて地元住民を主体とするまちづくりの会が設立され、防災フェアやアンケート、まち歩き、説明会などの防災まちづくりを区とともに進めてきた。平成22年3月に住民の意見・要望として、「まちづくりのルール」が区に提案された。</p> <p>区はこれを受け、平成22年8月にこのルールに対し、アンケートを行い、防災街区整備地区計画の原案を作成した。</p> <p>本案件は、都市計画の案を決定しようとするものである。</p>	<p>根拠法令： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日法律第49号） 第32条 （防災街区整備地区計画）</p>
<p>2 位 置</p>	<p>本計画は、第一京浜、産業道路、環状8号線の道路に囲まれた区域である。</p>	
<p>3 都市計画の内容</p>	<p>位置：大田区大森東二丁目、大森東三丁目、大森東四丁目、大森南一丁目、大森中一丁目、大森中二丁目、大森中三丁目、東糀谷一丁目、東糀谷二丁目、東糀谷三丁目、西糀谷一丁目、西糀谷二丁目、西糀谷三丁目、西糀谷四丁目、北糀谷一丁目、北糀谷二丁目、羽田一丁目、東蒲田一丁目、東蒲田二丁目、南蒲田一丁目、南蒲田二丁目</p> <p>面積：約197ha</p> <p>建築物等に関する事項： ①建築物の構造に関する防火上必要な制限 ②建築物の間口率の最低限度 ③建築物等の高さの最低限度 ④建築物等の用途の制限 ⑤建築物の敷地面積の最低限度 ⑥壁面の位置の制限 ⑦壁面後退区域における工作物設置の制限 ⑧建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ⑨垣又はさくの構造の制限</p>	
<p>4 説明会の概要</p>	<p>日時： ①平成23年5月15日（日）午後2時～ ②平成23年5月16日（月）午後7時～ ③平成23年5月18日（水）午後7時～ ④平成23年5月20日（金）午後7時～ ⑤平成23年5月22日（日）午後2時～</p> <p>場所： ①、②は糀谷特別出張所 2階大会議室 ③、④、⑤は蒲田図書館 2階多目的室</p>	
<p>5 公告・縦覧</p>	<p>縦覧期間：平成23年5月16日（月）～5月30日（月） 縦覧場所：大田区まちづくり推進部都市開発課 大森東特別出張所 大森西特別出張所 糀谷特別出張所 蒲田東特別出張所</p> <p>意見書受付期間： 平成23年5月16日（月）～6月6日（月）</p> <p>意見書：1通（1名） 要旨：「建築物等の用途の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を条例化すべきではない</p>	